

社会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

保育所入所措置に付けられた期限の到来に際し、福祉事務所長が従来とは別の保育所に入所措置した処分につき、執行停止の申立ての利益があるとされた事例（大桑等訴訟即時抗告審決定）

大阪高等裁判所平成元年8月10日第2民事部決定（平成元年（行ス）第2号行政処分執行停止即時抗告申立事件）『判例時報』1331号，38頁

I 事実の概要

1 本件行政処分執行停止申立事件の申立人 X₁～X₅ の子はいわゆる同和保育所に入所措置されていたが、この入所措置には6ヵ月の期限が付けられていた。この期限が到来する平成元年3月31日に、当該事件の被申立人 Y₁（大阪市浪速区福祉事務所長¹⁾）は X₁～X₄ の子について、同じく被申立人 Y₂（大阪市住吉区福祉事務所長）は X₅ の子について、同和保育所でない別の保育所に入所措置をした（以下、この入所措置を一括して「本件各処分」という。）。

2 X₁～X₅ は Y₁ 及び Y₂ のこの本件各処分の取消しを求めて、平成元年4月7日大阪市長に対して審査請求をする一方、同月11日大阪地方裁判所に出訴した（平成元年（行ウ）第23号行政処分取消請求事件）。また、併せて、本件各処分の執行停止の申立てを行った（平成元年（行ク）第1号行政処分執行停止申立事件）。

3 この執行停止の申立てに対して、大阪地方裁判所第7民事部は、平成元年5月10日、本件申立てを却下する決定を下した。

4 そこで X₁～X₂ は、平成元年5月16日、大

阪地裁のこの決定の取消し及び本件各処分の執行停止を求めて、大阪高等裁判所に即時抗告の申立てを行った（平成元年（行ス）第2号行政処分執行停止即時抗告申立事件）。これに対し、同裁判所第2民事部は、同年8月10日、以下の決定要旨のとおり判示して、大阪地裁の決定を取り消した。

5 この決定に基づき、Y₁ 及び Y₂ は平成元年8月24日、X₁～X₅ の子を従前の同和保育所に入所措置したため、翌25日本件執行停止の申立て及び行政処分取消しの訴えが取り下げられた。

II 決定要旨

1 「一律に児童の保育所入所措置の措置期間を6か月と定め、その措置期間の満了（期限の到来）をもって保育所入所措置が当然に失効するものとするとは、法（筆者注一児童福祉法）が入所措置事由を具備した児童についての保育所入所措置を法自身の定める入所措置除外事由のある例外的な場合を除いては措置権者の義務としている前記趣旨に合致しないものと考えられる。」

2 「以上によると、相手方ら（筆者注一Y₁ 及び Y₂）のする法第24条による保育所入所措置は、6か月の期限付でなされているが、期限の到来し

た時点でなお保育所入所措置を継続すべき児童については期限の更新がなされることが予定されていたものというべきであり、「このように期限の更新が予定されている保育所入所措置は、それに付されていた期限の到来によっては当然にその効力が消滅するものではなく、措置権者が保護者とした更新申請の受理を拒み、あるいは保護者に対しその保護する児童につきそれまで入所していた保育所からの退所を求めるなどの方法で保育所入所措置の期限の更新を拒絶する処分をした時にはじめてその効力が消滅するものと解するのが相当である。」

3 「ところで、相手方は、本件各処分の直前の保育所入所措置（昭和63年10月1日付の措置期限を昭和64年3月31日とする保育所入所措置）の措置期限の到来に際しては、本件各児童につき保育所入所措置要件が存続していることを承認して保育所入所措置を継続するとともに、入所措置する保育所をそれまでの保育所とは別の保育所とするとの本件各処分をしたのであるが、このような内容の本件各処分は、直前の保育所入所措置の期限を更新するとともに、保育所入所措置の実施方法である入所措置する保育所を変更する処分であると解される。」

4 「本件各処分の法的性質が以上のとおりであるとすると、本件各処分の効力が停止されれば、本件各処分に先行する保育所入所措置についての原告人らの更新申請に対する相手方らによる処分が未だなされていない状態に復帰し、相手方らは右保育所入所措置に付された措置期限の満了後も本件児童を当初保育所で引き続き保育しなければならないという外ない。」

そうすると、原告人らは、本件各処分の効力の停止を求めるについて申立ての利益を有するものというべきであるから、原告人らにつき本件各処分の執行停止を求めるについての法的利益が認められないことを理由として、原告人らの本件執行停止の申立てを不適法却下した原判決は取消しを免れない。」

III 解 説

1 本件訴訟は、いわゆる同和保育所に入所措置されていた児童が、当該入所措置に付けられた6ヵ月の期限の到来に際して、別の非同和保育所に入所措置されたために、その親（ $X_1 \sim X_5$ ）がこの入所措置処分の取消し及び執行停止を求めて、提起したものである。大阪地裁は、本案の取消訴訟に先立って、執行停止の申立てを却下する決定を下した。その理由は、本件各処分の執行を停止しても、単に当該入所措置がなされなかった状態を回復するにすぎず、申立人らの希望する保育所への入所措置がなされたと同一の状態を形成するものでないから、執行停止の申立ての利益を欠くというものであった。

この大阪地裁による却下決定の取消し等を求めたのが本件即時抗告申立事件であり、大阪高裁は $X_1 \sim X_5$ の抗告を認めて、大阪地裁の決定を取り消した。その理由は、本件各処分は直前の保育所入所措置の期限を更新するとともに、入所措置する保育所を変更する処分であり、したがって本件各処分の執行が停止されれば、保育所入所措置の更新申請に対する処分がなされていない状態に復帰し、 Y_1 及び Y_2 は本件児童を従来の保育所で引き続き保育しなければならないから、 $X_1 \sim X_5$ は本件各処分の執行を停止する利益を有するからというものである。

この執行停止申立事件で争点となったのは、 $X_1 \sim X_5$ に執行停止の申立ての利益があるかないかということであり、大阪地裁はないと判断し、大阪高裁はあると判断した。したがって、本決定は行政処分の執行停止の申立ての利益という形式的要件に係る裁判所の判決例としての意義を有するものであるが、この問題については本稿の第3パラグラフで検討する。

その前に次の第2パラグラフでは、本件訴訟の実体的な争点である保育所を変更した措置に係る法的問題について、検討することとしたい。

2 本件訴訟は、従来同和保育所に入所措置されていた児童が別の非同和保育所に入所措置され

たことを不服として提起された。同和保育所でない別の保育所に入所措置された理由は、原告 X₁～X₅ 側の主張によると、次のようなものである。すなわち、大阪市においては、同和保育所への入所に当たって、「社団法人大阪市同和事業促進協議会」の協力を得て、その下部機関である「大阪市同和事業促進各地区協議会」によって、同和保育所の入所対象者であるか否かの調査確認を経なければならないとされた（以下この手続を「同促協方式」という。）。ところが、X₁～X₅ のように部落解放運動の特定団体が組織する「要求者組合」に加入していない者は上記の調査確認が得られず、したがって同和保育所に入所措置されない取扱いとされたというものである。

この同促協方式は、その具体的なプロセスやその妥当性の評価について原告と被告の間で意見の違いがあるが、かつて社会的に問題とされた部落解放運動の特定団体によるいわゆる「窓口一本化」行政に類する制度であるといえる。この同和行政事務の窓口一本化をめぐることは、部落解放運動が分裂していることと相まって各地で紛争が生じ、保育所の入所措置についても幾つか判決が出されている。以下(1)～(4)に紹介する一連の判決・決定もそのひとつであり、これをまとめて木村訴訟と呼ぶ。

(1) 福岡地裁昭和52年5月19日決定（昭和52年（行ク）第4号保育所入所措置決定執行停止申請事件・行裁例集28巻5号）

この訴訟は、従来原告・申請人はその長男を同和保育所に入所させていたところ、部落解放運動の特定団体の確認印がないことを理由として、その長女とともに非同和保育所（私立貴船保育所）に入所措置されたため、その入所措置処分の取消し及びその効力の停止を求めて提起されたものである。本決定は、この効力停止申請に対するもので、「回復の困難な損害を避けるために本件入所措置決定処分の効力を停止する緊急の必要がある」と認めて、入所措置処分の本案判決確定に至るまで、当該処分の効力を停止することとした。

(2) 福岡地裁昭和52年12月23日判決（昭和52年

（行ウ）第19号保育所入所措置解除処分取消請求事件・判時898号42頁、判タ365号331頁）

この訴訟は、上記の(1)の原告・申請人に対する(1)の決定に従って、被告・被申請人が非同和保育所（私立貴船保育所）への入所措置を解除する処分を行ったため、(1)の原告・申請人がその処分の取消を求めたものである。本判決は、本件解除処分が相当な理由なくなされた違法なものであると判示して、当該解除処分を取り消した²⁾。

(3) 福岡地裁昭和54年3月13日判決（昭和53年（行ウ）第18号保育所入所措置処分取消請求事件・田村〔9〕34頁）

この訴訟は、上記の(1)(2)の原告に対し、(2)の判決がなされたため、同和保育所でない北九州市立白銀保育所に入所措置する処分がなされたが、原告は同和保育所へ入所措置されなかったことを不服として、本件入所措置処分の取消しを求めたものである。本判決は、「一般的にいて、児童をいずれの保育所に入所させるかの選択が被告（筆者注一措置権者である北九州市小倉中福祉事務局長）の裁量に属することは明白である」が、部落解放運動の特定団体の「確認印がないから保護の対象からははずすというような形式的画一的な制度の運用がなされたときは、同和行政の基本理念に反するものとして裁量権を逸脱した違法の判断を免れない」として、本件入所措置処分を取り消した。

(4) 福岡地裁小倉支部昭和55年7月8日判決（昭和53年（ワ）第797号損害賠償請求事件・判時1005号150頁）

この事件は、上記の(1)～(3)の原告とその妻及びその長男長女が、非同和保育所（私立貴船保育所）への入所措置及び同保育所への入所措置の解除処分により損害を受けたとして、北九州市に賠償を請求したものである。本判決は、「保育所入所措置に当たり児童をいずれの保育所に入所させるかは措置権者の裁量に属するものである」が、「保育所の指

定が社会観念上著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の範囲を逸脱し、あるいは裁量権を濫用したものとして、違法である」と判示した上で、部落解放運動の特定団体の確認印ある書面を提出しなかったことを理由として被告が同和保育所へ入所措置しなかったことは社会観念上著しく妥当性を欠き違法だとして、損害賠償の請求を認めた。この控訴審判決である福岡高裁昭和56年5月19日判決は、被告による控訴を棄却した(田村[9]38頁)。

また、大阪地裁昭和47年3月29日判決(昭和47年(行ウ)第1号ないし第17号不作為の違法確認請求事件・田村[9]19頁)は、原告が同和保育所に入所申請したのに対し、被告が窓口一本化の行政方針に反するとして申請書を受け取ろうとせず、なんらの処分もしなかったことに対し、違法であることを確認した。

以上のように、同和行政事務の窓口一本化に対して裁判所は厳しい立場を採っているが、本稿ではこの問題に関しこれ以上立ち入らない。以下では、本事件の本案訴訟の保育所を変更した措置に係る法律問題について検討する。(本案訴訟についても、原告に本件各処分を取り消す利益があるかという原告適格の問題があるが、この問題は第3パラグラフで扱う執行停止の申立ての利益の問題と共通するので、ここでは扱わない。)

さて、本件訴訟においては、従来同和保育所に入所措置されていた児童を非同和保育所に入所措置する処分の取消しが求められている。したがって、ここでの法律問題は、①被告 Y₁ 及び Y₂ は児童が入所している保育所を変更することができるか、②Y₁ 及び Y₂ が保育所を変更した措置が違法かどうかということである。

ところで、児童福祉法24条本文は、「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。」と規定している。この保育に欠けるかどうかの認定判断は、多くの

学説や判例は羈束裁量であるとしている³⁾が、筆者はたとえそうであるにしても市町村の専門技術的裁量を裁判所が尊重すべき場合があると解している(堀[13]216頁)。

しかし、ここでの問題は、保育に欠けるかどうかの認定判断の問題ではなく、どの保育所に入所措置するかについての裁量の問題である。社会福祉施設の選択の権利を対象者に認めるべきだとする学説もあるが(小川[3]188頁、片岡[4]126頁及び田村[8]107—109頁)、筆者は施設への入所は措置権者の職権により行われるものであり、施設の実施は措置権者の裁量権の範囲に属すると解している(堀[13]220—221頁、同旨社会福祉行政実務研究会[6]115頁)。本稿の第2パラグラフで引用したように、木村訴訟の(3)及び(4)の判決は、いずれもどの保育所に入所措置するかは措置権者の裁量権の範囲に属すると判示している。

しかし、施設の実施が措置権者の裁量権の範囲に属するとしても、具体的な事件において措置権者が裁量権を逸脱・濫用すればその処分の取消しを免れないことは、前記の木村訴訟の(3)及び(4)の判決からも明らかである。そして、これらの判決は同和行政事務における窓口一本化の取扱いに対して厳しく判断しており、このことを本件訴訟に当てはめれば、本案訴訟に対する判決は出されていないものの、被告(Y₁及びY₂)が原告(X₁～X₅)の子を同和保育所に入所措置しなかったのは裁量権の逸脱・濫用であると判断される余地はあったものと思われる。

3 本パラグラフでは、本件執行停止申立事件の中心的争点である執行停止申立ての利益があるかどうかという問題について検討する。

この問題について、被告・被申立人(Y₁及びY₂)は次のように主張した。原告・申立人(X₁～X₅)の子を同和保育所に入所措置した処分は、それに付けられた6ヵ月の期限の到来に伴い、平成元年3月31日をもって当然効力を失った。それに引き続いてなされた非同和保育所に入所措置した処分(本件各処分)は従前の入所措置とは別の新たな処分であり、したがってこの本件各処分の執

行を停止しても、いずれの保育所に入所措置されない状態に置くことにすぎないから、 $X_1 \sim X_5$ らの本件申立ては執行停止の申立ての利益を欠く。

これに対し、 $X_1 \sim X_5$ は次のように主張した。保育所入所措置に付けられた6ヵ月の期限は単なる例文でしかなく⁴⁾、保育に欠ける状態にある限り入所措置は継続し、本件各処分は入所すべき保育所を変更した処分と解すべきである。したがって、本件処分の執行を停止すれば、従前の同和保育所への入所措置が継続するのであり、よって本件各処分の執行停止申立ての利益はある⁵⁾。

これに対し、第1審の大阪地裁は、以下に引用するように判示して、 Y_1 及び Y_2 の主張を支持し、本件申立てを却下した。

「本件各処分以前に申立人らに対し、毎年4月1日及び10月1日付けでなされた各入所措置は、単なる例文ではなく、いずれも期限を6か月とする入所処分であり、直前入所処分の期間満了による新たな入所処分が順次継続して行われてきたのであって、本件各処分も、申立人ら主張のように、従前の入所処分のうち、保育所を変更する処分ではなく、直前の各入所処分の期間満了に伴う新たな入所処分と認めるべきであり、」「そしてこうした本件各処分の執行を停止しても、単に当該入所処分がなされなかった状態を回復するに過ぎず、それ以上に申立人らの希望する保育所を入所先とする入所処分がなされたのと同じの状態を形成するものではないから、処分により生ずる回復困難な損害を避けるための有効な手段となりえないことは明らかである。したがって、申立人らの本件申立は、執行停止の申立の利益を欠くものである。」

これに対し、即時抗告審の大阪高裁は、II決定要旨に引用したように、 $X_1 \sim X_5$ の主張を支持し、大阪地裁の原決定を取り消した。

以上のように、本事件で争われたのは、①基本的には、本件各処分が新たな保育所入所措置処分であるのか単なる保育所変更処分にすぎないのかということであるが、②その前提として、保育所入所措置に付けられた6ヵ月の期限の効力の有無である。①は②の判断によって左右されるので、

以下この②の問題について検討したい。

この6ヵ月の期限は、「あらかじめ6箇月の範囲内で入所の期間を定めて行うものとし、その期限が到来した場合において、なおその措置児童の措置理由があると認められるときは、その入所措置を更新する等適切な措置権の行使に努めること。」という厚生省の通知⁶⁾に基づいて、付けられてきた。

ところで、行政法学上の「期限」とは、行政行為の効果を将来到来することの確実な事実にかからしめる意思表示であり、行政行為の附款（行政行為の効果を制限するために、意思表示の主たる内容に付加される従たる意思表示）の一種とされている。そして、この行政行為の附款は行政庁が自由かつ無制限に付け得るものでなく、次の2つの見地からの制限があるとされている（田中〔7〕127頁以下）。

- (1) 附款を付け得るのは、そのことを法令自体が認めているか（これが通例である）、又は一定の行為をするかどうか、どういう場合にどういう行為をするかどうかについて法令が行政庁の自由裁量を認めている場合に限る。
- (2) 附款を付け得るのは、その行政行為の目的に照らして必要な限度にとどまらなくてはならない。

この(1)についてであるが、児童福祉法24条には保育所入所措置に附款を付け得る文言がなく、したがって問題は期限を付ける裁量権が市町村に認められるかどうかということである。この裁量権が市町村に認められなければ、6ヵ月の期限は無効となる。本事件の第1審決定は、この問題に関し、「期限を含め措置の具体的方法については、法所定の保育の目的に反しない限度で措置権者の合理的裁量に委ねられた行政処分であると解するを相当とする」と判示した。これに対し、抗告審決定は、一定期間の経過によって措置事由が消滅し、保育に欠ける状態が解消することが相当の蓋然性をもって見込まれる場合は、期限を付けることが全くできないと解することができないとしながらも、一般的には、6ヵ月の期限の到来をもって入所措置が当然に失効するものとするとはで

きないと判示した（Ⅱ決定要旨の1参照）。

ところで、保育所入所措置に6ヵ月の期限を付け得る裁量が認められるかどうか争われた訴訟に、荒訴訟がある。この訴訟は、隣の迫町の保育所に入所措置されていた児童が、その入所措置に付けられた6ヵ月の期限の到来に際して、南方町の保育所に入所措置されたため、その入所措置処分の取消しを求めた訴訟である。その第1審判決（仙台地裁昭和61年7月29日判決・判時1236号62頁）も控訴審判決（仙台高裁昭和62年4月27日判決・判時1236号59頁）も、この入所措置処分を取り消しても、隣の迫町の保育所に入所措置するという以前になされた処分が復活継続するものではないため、この入所措置処分を取り消す訴えの利益はないとして、訴訟要件の面で原告・控訴人敗訴の判決を下している。

この判決について、筆者は堀〔14〕257頁以下で評釈し、保育所入所措置に6ヵ月の期限を付けることは市町村長の裁量権の範囲に属するとする⁷⁾この判決を妥当だとし（秋山〔1〕もこの判旨に賛成）、次のように述べた。「入所措置という行政処分に6か月という期限を附すことが適法であると認められた以上、6か月ごとになされた行政処分は別個のものともみるほかはなく、後の行政処分を取り消しても前の行政処分が復活継続すると解することはできないことは当然である。前の入所措置は6か月の期間満了で消滅していると解するほかはないので、本判決の結論は妥当である。」

この荒訴訟に対する筆者の考えを本件大桑等訴訟にもそのまま適用するとすれば、後者の第1審大阪地裁の決定と同じく、訴訟要件の面で $X_1 \sim X_5$ の請求を却下すべきことになる。しかし、荒訴訟の場合の入所先の具体的決定については被告南方町長の裁量権の範囲内にあったと考えられるのに対し、大桑等訴訟の場合は同和行政事務の窓口一元化によって入所先を変更したものであり、 Y_1 及び Y_2 が裁量権の範囲を逸脱・濫用したおそれが強く⁸⁾、必ずしも両訴訟を全く同じように取り扱ってよいということにはならない。しかも、荒訴訟においては取消しの対象となった入所措置処分の期間が既に満了し、この意味でも当該処分を

取り消す利益がないとされた。このように実体的に $X_1 \sim X_5$ を救済すべき現実の必要性が大きい本事件においては、形式論理的に執行停止の申立ての利益がないという理由で申立てを却下することは、紛争を解決する裁判の具体的妥当性⁹⁾ という見地から、必ずしも適切ではない。この意味から、本事件の即時抗告審大阪高裁の決定が示した論理構成は、 $X_1 \sim X_5$ を救済するためのひとつのあり得べき解釈というべきであろうか。

本来ならば、同和保育所に入所措置することを求める給付訴訟なり義務確認訴訟なりが、本件のような場合に最も適切な訴訟形態なのであろうが、このような訴訟は行政権の侵犯になるなどとして、我が国の通説・判例では認められていない。このため、 $X_1 \sim X_5$ は取消訴訟という形で訴えたのであろうが、今後このような場合に、取消訴訟の訴えの利益（又は執行停止の申立ての利益）という形式的要件面で不当に門前払いされることがないように、立法論的に検討する必要があるのではなかろうか。

注

1) 保育所への入所措置は児童福祉法24条により市町村が行うこととされているが、同法32条2項はその権限を福祉事務所長に委任することができる旨規定している。これを受けて、大阪市では、大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年規則第64号）2条2項により、保育所入所措置の権限を福祉事務所長に委任している。

2) この判決では、いったんなされた保育所入所措置の解除には一定の制限がなされるべきであると判示しているので、参考までにその判示部分を以下に掲げる。

「本件保育所入所措置処分は、個人に一定の利益を与える処分であるから、いったんその処分がなされた以上は、当該処分が詐欺・強迫その他不正な手段に基づいてなされたというような特別の事情がある場合は別としても、単に当該処分に瑕疵があったとの理由で当然にこれを取り消しうるものではなく、処分の相手方から既得の権利、利益を剝奪してもやむをえないと認めるに足りる公益上の必要がある場合でなければその処分を取り消すことはできないと解するのが相当だからである。」

3) 石川〔2〕56頁及び田村〔10〕53頁。なお一般の社会福祉施設への入所措置については宮崎〔16〕297頁及び佐藤〔5〕197—198頁が、生活保護の決定については成田〔11〕22頁が、羈束裁量だとしている。しかし、三浦ほか編著〔15〕53、55及び56頁（小笠原

祐次稿)は、自由裁量だとしている。

清水訴訟の東京地裁判決(昭和58年(ワ)第1633号損害賠償請求事件・判時1218号93頁、評釈は堀〔14〕223頁)は、次のように判示している。

「被告(筆者注一措置権者である東京都小平市長)は、児童福祉法24条にいう『保育に欠ける』との認定判断は市町村長の自由裁量ないし合目的な政治裁量に任されていると主張するが、『保育に欠ける』状況は本来客観的に存在し、その認定は羈束裁量処分であるといわなければならない。」

4) 田村〔8〕72頁は、この問題に関し、「保育所入所措置処分は、付款をつけることができない行政処分であるということになり、それ故に、前述の通達にいう6カ月の期限は、例文のごときものと解するほかない。」と述べている。

5) 本文の第2パラグラフで引用した木村訴訟の(1)の決定は、同和保育所から非同和保育所へ入所施設を変更した処分の執行停止申請に対する決定であるが、この問題に関し次のように判示している。

「被申請人(筆者注一措置権者である北九州市小倉中福祉事務所長)は、本件処分の効力が停止されると本件児童を保育すべき保育所が存在しないこととなり、却って回復困難な損害を生ずると主張するけれども、本件児童について保育所入所措置が必要であること自体は争いが無いところであるから、本件児童を貴船保育所に入所させる旨の本件処分の効力が停止された際には、被申請人において更に本件児童を適切な保育所に入所させる措置をとるにつき法律上の妨げとなるものはないと解すべきであり、被申請人の右主張は採るをえない。」

6) 昭和36年2月20日付厚生省児童局長通知児発第129号「児童福祉法による入所措置基準について」。

なお、入所措置事務を機関委任事務から団体事務化した「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」(昭和61年法律第109号)の施行に伴い、上記の通知は廃止され、現在は6カ月の期限を付けることを定める国の通知はない(昭和61年12月26日付厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知社庶第225号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(社会福祉関係部分)の施行について」参照)。

7) 荒訴訟控訴審判決は、この問題に関し次のように判示している。

「こうした入所保育の施行方法(筆者注一入所措置に6カ月の期限を付けること)も、個々の保育児童について、法の所期する保育目的に反することがないばかりか、却って、住民に対する関係で、要保育児童一般の入所保育行政の適正、円滑、公正な運営にも資することができる点において、公益目的にも適するものであり、所管行政庁たる市町村長の右裁量の範囲内に属するものとして許されると解するのが相当である。」「本件においては、6カ月の期間満了時に改めて同法条の保育基準の要件を調査して、要保育児童(保育に欠けた児童)については新たな入

所措置により保育の継続を図る扱いになっているのであり、このような施行方法が個々の要保育児童について法の所期する保育目的に反しないばかりか、却って公益目的にも適する適法なものであることは前述したとおりである。」「したがって、被控訴人が行政実務の一般の取扱や通達に従い、先に入所措置について、施行方法の一環として6カ月の期間を定めたことは、その裁量権の範囲として許さるべきものである。」

8) 前記の木村訴訟に対する判決・決定のほか、同和行政事務の窓口一元化に否定的な判決を下したものとして、次のようなものがある。①福岡地裁昭和51年8月10日判決(昭和50年(行ウ)第32号不作為の違法確認請求事件・判時843号41頁)、②①の控訴審判決である福岡高裁昭和52年9月13日判決(昭和51年(行コ)第21号・判時870号61頁)、③福岡地裁昭和52年3月25日判決(昭和51年(ワ)第571号第883号進学奨励金受給地位確認等請求併合事件・判時860号105頁)、④広島地裁昭和52年7月29日判決(昭和47年(行ウ)第32号不作為違法確認請求事件・判時867号53頁)、⑤神戸地裁昭和52年12月19日(昭和48年(行ウ)第42号不作為の違法確認等請求事件)、⑥福岡地裁昭和53年7月14日判決(昭和52年(行ウ)第21号不作為の違法確認請求事件・判時909号27頁)、⑦大阪高裁昭和54年7月30日判決(昭和53年(行コ)第22号不作為違法確認請求控訴事件・判時948号44頁)。

9) 裁判は本来的に個別具体的事件に対する個別的な決定であることについては、平井〔12〕を参照。

引用文献

- 〔1〕 秋山義昭「期間付保育所入所措置とその取消しを求める訴えの利益」『賃金と社会保障』No. 1003, 平成元年2月上旬号
- 〔2〕 石川 稔「保育所入所措置の適正化」『ジュリスト』No. 744, 昭和56年6月15日
- 〔3〕 小川政亮『社会事業法制<第2版>』, ミネルヴァ書房, 昭和61年
- 〔4〕 片岡 直「社会福祉の行政と権利保障」荒木誠之ほか編『現代社会福祉の課題』, 法律文化社, 昭和50年
- 〔5〕 佐藤 進「社会福祉サービスと受給者の権利」氏原正治郎ほか編『社会保障講座5 生活と福祉の課題』, 総合労働研究所, 昭和56年
- 〔6〕 社会福祉行政実務研究会「社会福祉をめぐる法律関係」『法と政策』, 昭和56年10月
- 〔7〕 田中二郎『新版行政法上巻全訂第二版』, 弘文堂, 昭和49年
- 〔8〕 田村和之『保育所行政の法律問題』, 勁草書房, 昭和56年
- 〔9〕 田村和之編『保育所関係判例集』, 保育研究所, 昭和57年
- 〔10〕 田村和之『保育法制の課題』, 勁草書房, 昭和61年
- 〔11〕 成田頼明「行政法の側面からみた社会保障法

- 〈下〉」『ジュリスト』No. 302, 昭和39年7月15日
- [12] 平井宜雄「判例研究方法論の再検討(1)」『ジュリスト』No. 956, 平成2年6月1日
- [13] 堀 勝洋『福祉改革の戦略的課題』, 中央法規出版, 昭和62年
- [14] 堀 勝洋『社会保障法判例——近年の動向と解説』, 中央法規出版, 平成2年
- [15] 三浦文夫ほか編著『現代老人ホーム論』, 全国社会福祉協議会, 昭和56年
- [16] 宮崎良夫「社会保障行政と権利保護」東京大学社会科学研究所編『福祉国家4 日本の法と福祉』, 東京大学出版会, 昭和59年
(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)